●結婚新生活支援補助金について●



この補助金は、新婚世帯が南あわじ市で新生活をスタートするにあたり必要となる住宅取得費、住居賃借費（家賃は除く）、引越費用の一部を補助するものです。

事業期間

令和2年度から令和 11 年度まで
【令和2年4月1日から令和 12 年3月31日】

補助対象世帯

□令和8年4月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を受理された市内在住の新婚世帯
□夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**の世帯
□新婚世帯の合計所得額が**500万円未満**※の世帯
※奨学金を返還している世帯は、所得証明書（または課税証明書）で証明されている期間の返還額をご夫婦の所得から控除します。
□夫婦ともに1年間継続して市内に居住する意思があること
□新婚世帯全員に南あわじ市税の未納がないこと
□新婚世帯全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
□夫婦ともにこの補助金を受けたことがないこと
□夫婦ともにこの補助金以外で、市から住宅取得に係る補助金等の交付を受けたことがないこと
□夫婦ともに国が定める講座等※のうち、いずれか1つ以上を受講していること
※国が定める講座等とは、①ライフデザイン支援講座②プレコンセプションケアに関する講座③医療機関への妊娠・出産に関する相談④共家事・共育て講座を指します。

補助対象費用

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

①住宅取得費　市内で新たに住宅を取得した費用
②住居賃借費　市内の賃貸住宅を賃借するために要した費用（敷金、礼金、仲介手数料）
※家賃は、補助の対象にはなりません。
③引越費用　引越業者や運送業者に支払った費用

補助金額

上記の①～③をあわせて、1世帯あたり
夫婦ともに 29 歳以下の場合：最大60万円
その他の場合　　：最大 30万円

必要書類

（共通）
- □南あわじ市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）
- □戸籍謄本
- □世帯全員の住民票の写し
- □夫婦の所得証明書または課税証明書
- □世帯全員の「未納税額のない証明書」（発行日から1月以内）
 ※「未納税額のない証明書」は南あわじ市役所でのみ取得可能です。
- □誓約書兼同意書（様式第2号）
- □夫婦ともに国が定める講座等の受講を実施したことが分かる書類
 ※下記①～④のうち、いずれか1つをご提出ください。
 ①ライフプランニングシート
 ②プレコンセプションケア理解度チェックシート
 ③医療機関への妊娠・出産に関する相談シート
 ④共家事講座チェックシート

（奨学金を返還している場合）
- □貸与型奨学金の返還額が分かる書類

（住宅取得の場合）
- □売買契約書または請負契約書の写し
- □住宅取得に係る領収書の写し

（住居賃借の場合）
- □賃貸借契約書の写し
- □住居賃借に係る領収書の写し

（引越費用を支払った場合）
- □引越費用に係る領収書の写し



審査後、南あわじ市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を提出し、補助金が支払われます。

相談・申請受付

受付期間　令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
受付時間　令和８年12月まで　午前8時30分～午後5時15分
令和９年　１月から　午前9時00分～午後4時30分
受付場所　ふるさと創生課（市役所　本館3階）　※書類は直接持参してください。

【問合せ先】南あわじ市役所　企画部　ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話　0799-43-5205　　FAX　0799-43-5305
E-mail　furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp